

A Study on the Establishment of Middle Level Education on Architecture in Japan : Through the Activities by the Ministry of Education and Architectural Institute of Japan, the Later Taisho-era and the Early Showa-era

松永, 文雄
西部ガス株式会社

<https://doi.org/10.15017/14007>

出版情報 : 九州大学, 2008, 博士 (工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第1章 研究の目的及び背景

本研究は、大正末から昭和初期を期間とし、我が国の中等建築教育のカリキュラムの確立過程を対象とするものであるが、なぜ、今約 100 年前のことを研究しなければならないか説明が必要と思われる。結論を述べれば、この時期に建築教育の確立、あるいは、少なくともその基盤が確立されたとの見解がある。

建築教育は特に裾野が広く、換言すれば専門と言う意味で基礎的学習が多岐にわたり、大学教育の中でも工学部の中では、技術のみならず、人間が過去から築いてきた文化的叡智、社会性も含まれるなど多様である。しかしながら、教育の質の保証が求められている現在、特に技術者育成として世界的な教育のスタンダードを目指した JABEE(Japan Accreditation Board for Engineering Education : 日本技術者教育認定制度)、あるいは、改正建築士法による 1 級建築士受験資格は従来のカリキュラムの見直しを要求し、何故この科目が必要か問い直すことになった。すなわち、JABEE の資格認定に含まれる建築・建築関連分野の包括的な科目内容、学習の量、時間の検討、改正建築士法を巡る建築教育科目の変化(新たに課される科目)などは、大学に全てが任されていた建築教育が白日の下に曝され、他者による内容の是非が検証される時代を迎えた。

上記の資格規準は、十分に建築学教育の結果を総合的な視点から見据えているのであろうかとの疑問がある。建築学の教授に関して、その全体像を教育機関(文部省)と学理追究機関(建築学会)が明確な形で示し、その内容が今日に継承されているのが、本研究の対象期間であるといえる。建築教育を全体として審査する機能は「大学設置審議会」が有しているが、この審議会自身が非公開であり、世論の介入する世界とは異なっている。本研究では、文部省での審議は密室であるとしても、建築学会の場合はこれと異なる。

翻ってみるに、建築教育に必要な科目は、何時ごろから今日のような体裁(科目分野)になったのであろうか。教育は社会の求めるものであり、時代の変化は新たな領域(科目)を包含すべく改良が行われている。本研究が果たす役割に関係するが、基本的な建築教育の内容は、本研究で扱った大正末から昭和初期に確立されたとの仮説を証明することにある。

次に、何故中等教育であって大学を対象にしないのかとの疑問が百出しよう。これは、大学は学理の究明とこの成果を教育に反映させる機能があつて、建築士法の告示に示されるような「・・・の領域を標準とする」的な標準に桎梏されない性格がある。すなわち、大学は歴史的にみても、学理の追究とこの最新の学問成果を教育に反映させるのが本来の機能であり、資格を付与するためのカリキュラム構成とは異質であつたはずである。この役割は、本研究の中で紹介する「実業高等学校(高等工業学校)」が果たすべきものであつた。

一方、中等教育にあつては、まさに教育が中心であつて、義務教育程ではないにしてもそのレベルの標準化が根本に位置する。また、本書で度々指摘するように、学問にあつても高等教育のレベルが中等教育へ波及するフィルタリング・ダウン現象がみてとれる。大衆化した大学とこれの教育は、本研究の扱う、中等実業教育用に確立されたカリキュラムの

延長線上に位置すると判断できるからである。

1.1 研究の目的

本研究は、中等技術者教育を担当した実業(工業)学校に対して、大正末から昭和初期を期間として、建築教育における標準教授法並びにそのための教科書の内容がどのように確立されたか明らかにすることを目的としている。これらは、三つのキーワード、「教科書、標準教授要綱」「大正末から昭和初期」「中等建築教育＝実業学校」にまとめることが出来る。以下では、それぞれを研究の目的と関連付けて示す。

1) 教科書及び標準教授要綱による建築教育の確立

建築学の普及過程を明らかにする中で、本研究は建築学を包括する教科書策定がこの機能を果たすとの前提に立つ。即ち、先端あるいは一部の人のための知識や技術が一般化するのには、教科書の登場、あるいはその確立に等しいとの考え方に立脚している。

ここで教科書の役割を考えてみると、それは教科を効率的に教授するためのものである。そして、「標準」が冠された場合には、いつ、どこで、誰が教授しても同じ内容・レベルが提供できることを意味している。義務教育における国定教科書の役割に等しいとも判断できるが、技術教育にあっては、必ずしも国のレベルで全てが管理されたわけではない。従って、言葉では「標準教科書」と簡単に言い表せるが、我が国におけるその確立は「大正末から昭和初期」であることを解明する。

端的に言えば、本研究は第5章で取り上げる建築学会の標準教科書(案)の編纂過程と、その内容について明らかにするものであり、その前哨として文部省内の標準教授要綱作成委員会の活動状況に言及する。この二つの章を核として、建築における教科書の書籍の役割、中等実業教育の実態を外延的に配置している。ただし、ここでの教科書とは、教科の一部をなす分野の書籍を指すのではなく、建築教育を包括する全ての分野が同じ考え方、レベルで編成されたものを意味する。

そして、教科書を対象とした理由をまとめれば、以下のとおりである。

- ・技術の普及は、教科書が作成された時点に等しい。
- ・大正15年に建築学会内に設置された「実業学校程度標準教科書編纂委員会」は、今日に至る建築教育の基礎(共通認識)が確立された。

2) 大正末から昭和初期の建築教育

明治の開国以来、西欧の技術導入が図られ、我が国の近代化が始まったが、大正末から昭和にかけては、輸入の技術が自前のものに置き換えられ(自立)、さらに書籍(初歩的な入門書を含む)を通じて、これが一般化した時期に相当する。すなわち、お雇い外国人から我が国の研究者や技術者の手に主導権が移り、さらに経済発展が、高等から中等技術者の養成・育成を待望していた時期を経て、技術者教育として確立される時期に相当する。

学制の面では、大学は東京帝国大学のみで、明治期はそれとは別の高等実業教育機関、例えば高等工業学校が明治の後半から開設され、大正期に至るとほぼ各地区での設置が終了し、輩出した卒業生が実社会で仕事に従事し始めた時期に該当する。

さらに、大正末から昭和初期を対象としたことは、技術者教育が中等実業教育に組み込まれ、明治期の特徴であった技能教育が建築教育の路線からはずされてしまったことを再確認する意味もある。

3) 実業学校における中等建築教育

何故本研究では、中等建築教育を扱うか説明が必要になる。その第一の理由は、上記に指摘したように、実社会で現場を担当する技術者は、限られた卒業生の高等教育修了者では絶対的に不足の状況にあり、中等教育修了者の供給が必至である、そこで中等教育の中でどのような技術レベルが教育されたかを明らかにすることは、当時求められていた技術者の質を解き明かすことになる。

もう一つ中等技術者教育を扱った理由は、仮説「教育の普及とは、高度な教育レベルが下位に移行すること。例えば、本研究で扱う工業学校の建築カリキュラムは、大学・専門学校のが、一応の成果を果たし、下位に移された。」を明らかにすることにある。この背景にある考え方は、多数者への教育は、教員関係を含めてレベルダウン(先端から普及へ)、所謂大衆化に帰結できる。教育普及とも言い換えられる現象を前提とすれば、教育のレベル(全国的な展開の中で)を一定に保つために、教科書及び標準教授要綱が必要とされた。ただし、この必要性は高等教育機関には該当せず、中等教育機関固有のものである。

以上をまとめ、研究の主たる内容を示すと、

- 1) 建築学会が標準教科書作成に至る前提となった文部省内での検討(第4章)
- 2) 建築学会の委員会設置と標準教科書編纂(第5章)

に帰着できるが、この第1・2の主題をより一層深く解明するために、昭和初期までの実業(工業)学校の制度と実態(第3章)を解明すること、教科書に対しての明治期の考え方(第2章)を抽出すること、教科書(案)編纂の成果がどのように社会に伝えられたか、教科書的書籍の発刊状況(第6章)を明らかにすることが、本研究の目的である。

1.2 研究の方法

研究内容の関係から昭和初期までの文献調査が中心となっている。今日の立場で中等実業教育の有様を対象とした書籍は稀で、管見の限りは既往研究のところで取り上げたものだけが該当している。以下で各章の主要資料について記す。

第2章は、明治大正期出版された、総合的内容(教科書的)の建築書の刊行意図から当時どのような、知識としての建築が求められていたか明らかにするものであり、訳本ではあるが建築教育書の嚆矢である「造家法」(大鳥圭介校閲、都筑直吉訳、明治17年)、その後す

ぐに刊行された、ジョサイヤ・コンドルの口述をまとめた「造家必携」(明治19年)から昭和7年から刊行され叢書形式で建築学全般を収録した「高等建築学」に至るまでの建築知識を一般に普及させることを意図した出版物の「緒言」「まえがき」の原文を資料とした。

なお、建築書の刊行を俯瞰するためには、「我が国の建築生産における品質管理の史的展開に関する研究(技術一般書の発刊過程と技術の普及化の関係、明治・大正・昭和初期)」(科学研究費補助金研究報告書、片野博、平成15年)を参照した。

第3章は、本研究の期間である大正末から昭和初めまでの実業教育の実態と教育の仕組みを明らかにした。基幹資料としては、文部省実業学務局編纂になる「実業教育五十年史」(昭和9年)、「同続編」(昭和11年)が該当する。この2冊の書籍は明治から大正末に至る実業学校設置と運営に関する法令や実際のカリキュラムを紹介している。また、これらによれば、建築教育を含む工業教育は実業教育の中では、かならずしも大きな位置を占めたわけではないことが分かる。その他の実業教育に係る統計的実態は文部省のホームページに掲載されている「学制百年資料編」を使用した。同資料により、学制の中で占める実業教育、他の教育機関と物理量(学校・学生・教員数)の比較が可能になった。

第4章で扱う文部省内で検討された標準教授細目(案)は、主に東京都公文書館が所有する「内田祥三」資料をよりどころにした。この資料は、文部省内の検討委員会をはじめとして、内田が所蔵していた中等(工業学校)建築教育に係る委員会の内部資料を含み、さらにカリキュラム作成のために行われた高等工業学校、工業学校の調査結果までが該当する。そして、検討の際のメモのはいった手書分などは、研究用資料としては初出であると判断できる価値の高いものといえる。

第5章は建築学会が編纂した「標準教科書(案)」に該当する。建築学会の関与であるから、大正末から、昭和初期にかけての学会の発行する「建築雑誌」を参照した。建築雑誌は初号から所蔵している九州大学附属図書館の芸術工学分館を利用した。勿論、内田もこの学会の主要メンバーであったから、公式な審議経過を示す建築雑誌記事以外の内容をこの資料からも参考にしている。

また、既往研究の検討のところで紹介するように、建築学会編纂の標準教科書(案)については、後述のように近代建築学発達史の中で岸田林太郎が取り上げているものしか散見できていない。また、同様に明治の初等・中等建築教育の実態を解明した清水慶一の研究も枢要なものである。

第6章は、学会が刊行する標準教科書の当初の目的が、諸般の都合もあって、教授案(詳細目次案)になったわけであるが、学会での検討内容が反映され、教科書的な出版物が刊行された。建築雑誌中の記事「図書紹介」の中では、標準教科書の内容に即したとの紹介記事があるので、これを用い内容の検討を行なった。また、これらの書籍の内容紹介にあつては、実業学校教員資格試験に応えることができるとの記述があり、この試験に付いては第3章の内容に関係している。

1.3 既往研究のレビュー

本研究では中等建築教育の確立過程の一部を建築学会が設置した「実業学校程度ノ標準教科書編纂委員会」第5章の活動から明らかにするものであるが、この学会活動に言及した言説は現在のところ岸田林太郎のものしか該当しない。岸田は「近代建築学発達史」第5章の「中等建築教育の発展変遷」¹⁾の中で、明治期の職業教育の開始時期から、本研究で扱う工業学校(実業学校)の教科規定やこれに伴うカリキュラムを紹介し、さらに戦後の工業高等学校へと結び付けている²⁾。また、明治期の初等建築教育に関しては清水慶一の学位請求論文「明治期における初等・中等建築教育に関する研究」がある。ここでは職能(職人)教育から職業(技術者)教育へシフトした明治末までの文部省内のカリキュラム検討の過程と各職業・職能学校の教育課程が精緻に調査されている。その他では、堀口甚吉、山口広等による我が国における中等建築教育の分析がある。ここでは、本研究と近い立場にある岸田・清水の成果を示し、かつその相違点を指摘し、二人以外の成果に付いてはまとめて検証する。

1) 岸田林太郎による中等建築教育の研究

我が国における中等学校の建築教育の流れは、岸田林太郎が建築学会発刊の「近代建築学発達史」の第11編第5章「中等教育の発達変遷」の中で紹介し、開国から戦前、戦後のカリキュラムを中心として詳細に示している。そして、岸田による知見は以下のとおりである。

「中等教育の発達変遷」の前半(5・1)では学制頒布からの徒弟学校の変遷、さらに職工徒弟学校を含めた文部省規定との関係の中で当時の建築教育にふれている。本研究と関連するのは「5・2 工業学校時代の建築教育」が該当し、この中で「実業学校令の公布と中等工業教育の確立(5・2-1)」、「実業学校令の改正と徒弟学校の廃止(5・2-2)」、「建築学の発達と建築学会の協力(5・2-3)」、以後は「戦時中の中等建築教育(5・2-4)」に引継がれ、「5・3 戦後の工高建築教育」に至っている。この中で前大戦末の中等建築教育に関しては次のような見解を示している³⁾。

「当時(筆者注：昭和18年頃)、文部省によって例示された教育課程の立案には、文部省からの要請で谷口忠、岸田林太郎らがこれにあたったが、その戦時色は別として、施工が重視されている点、科目の統合によって単純化された点および工業概説・機械・電気などの新設によって工業全般への理解と能力を与えようとした点など注目されてよいことだろう。」

この記述があるので、中等建築教育の実務に携わり当時の実態に詳しいことが分かる。

また、同書の「5・3-3 建築学の発達と建築学会の協力」では⁴⁾、本研究の第5章で扱う、大正末から昭和初期に行われた建築学会の「実業学校程度ノ標準教科書編纂委員会」の活動状況を扱っている。建築学会の中等教育に関する活動を紹介したものは岸田のもの以外管見の限り存在していない。岸田は以下のように建築学会の関与と成果について評価して

いる。

「同委員会は、さらに、各科目の内容について詳細な教授細目案を作成した。当初はこれによって教科書の作成まで進める構想であったが、考究の結果この細目案を提示することにとどめ、教科書の刊行は現場教師の努力に待つこととした。

こうした科目名の統合、教科課程および教授細目案の提示は、それまでに野放しだった中等建築教育に向かうべきところを示したものであり、今日の工高建築教育もだいたいこの線に沿って進められていることを考えるとき、その功績は誠に大なるものがある。その後これに準拠した教科書が陸続として出版され、中等建築教育の質的態勢は整ったのである。」

建築学会の果たした標準教科書編纂の役割に対しては、本研究も岸田と同じ見解を取るものであり、昭和初期に今日に連なる建築教育の基礎が築かれたとの指摘も同じ立場にある。しかしながら岸田の論述は、紙幅の関係からか、具体的な科目の統合、あるいは中等建築教育の必携をなす科目とその内容の特徴(割合)は、指摘していない。また、大正後期に実施された文部省内の審議内容についても、内田資料を渉猟した本研究と比べ具体性に欠ける。

2) 清水慶一による明治期の初等・中等建築教育の研究

岸田と異なり、我が国の技術・技能者教育の黎明期であった明治末までを対象に、徒弟学校、工業学校の教育の本質、カリキュラム、使用された教科書等を精緻に扱った研究として清水慶一の「明治期における初等・中等建築教育に関する研究」⁵⁾がある。本研究の構成は、建築教育の特徴から明治を大略三つの時期に分け、技能から技術教育へシフトしたことを当時の教育課程を資料として論証している。

「第一章 黎明期の初等・中等建築教育」の中では次のような結論を得ている。すなわち、我が国の職業教育が明治末になると技術者養成に完全にシフトしたことを次の言説から説明している。

「このように、当期の中等教育は土木的工作技術あるいは物品の製作技術を中心とし、建築教育(Architectural Education)のうち、即物的技術教育に中心が置かれ、建築の重要な側面である芸術教育(ArtまたはArt Manufactureなど)の視点が欠落していたことを特徴とする。これは当期の状況により止むを得ぬとは言え、我が国の中等建築教育はこの種の即物的技術教育より出発したということを確認しておきたい。」との知見を示している⁶⁾。

第2章の明治20年前後の建築教育の分析として、

「(大工技能の)handicraft の振興とは別に工業興隆の方策として foreman 養成という中等工業教育の方策があった。手工教育の開発・振興は明治25年頃を境とし、その後中等建築教育は foreman の養成に切り替えられた。」

とする結論は、大正末・昭和初期を対象とする本研究の見解と一致する。また、「第2章 明治20年前後における中等建築教育」⁷⁾にあつては、工手学校(明治21年開校)の建築科学科

目では、初期の建築関連の職種別機能概要の開設が主であったものが、改訂により、「家屋構造法、建築材料、測量法、和洋建築法、材料強弱論、設計仕様法、製図」とされ、当時の工部大学校造家学科における建築教育を簡素化した内容に変更されたとの結論を導き出している。また、明治20年代には建築技術者教育へシフトしたことを、次の引用を踏まえて指摘している。

・工手学校における中村貞吉校長の「開校式の訓示」

「・・・校名に指示する如く、各学科技師となるべき工手即ち英語に所謂フォールメンを養成するが目的にして、決して高尚なる技術学校にあらず・・・」

最後の章にあっては、「第4章 建築教科書の成立過程について」⁸⁾の中で、実際の講義要目を取り上げ、分析を行っている。すなわち、「3. 工業学校建築製図教授要目」(明治36～38年頃にかけて刊行された「工業学校金工科木工科幾何画教授要目」等一連の教授要目の一編として編纂されたもの)⁹⁾を取り上げ、その緒言を引用し、工業教育の発展と教科の関係性を導き出している。

「工業教育ノ発展ヲ図ルハ本邦目下ノ急務ニシテ其施設一ニシテ足ラズト雖、重キヲ教科ノ実施ニ置カザルベカラズ。本書ハ曩ニ東京帝国大学教授中村達太郎、東京高等工業学校教授三守 守、東京帝国大学工科大学教授工学博士井口在屋、東京高等工業学校教授工学博士中原淳蔵ニ囑託して工業学校教授要目ヲ調査編纂セシメ、今其一部ナル建築製図教授要目ヲ印行ス、庶幾クハ之ヲシテ建築製図ヲ課スル工業学校ニ於テ適當ナル教授細目ヲ定ムルノ資料タラシメン。

明治三十六年六月 文部省実業学務局」

研究のむすび(終章)では以下の知見を清水は開陳している。

「ここで行われた木工教育は手工教育と密接な関連を持つものであり、木工・金工という学科設定を為し、木工科にて木工関連職種に共通する木工技能者教育を為し、これらの広範な普及によって工業を根底より振興せんとしたものであった。この手工教育、即ちハンドクラフトの振興という方針は明治20年代中ば行きづまり、工業教育はフェアマン養成の方針へと切り換えられた。」

「明治32年の実業学校令制定によって、明治期の工業教育制度の骨格は整った。しかし、明治30年代後半、初期に設定された木工・金工という学科分類は、近代化工業の発展により矛盾を含むものとなり、木工より建築科、金工より機械科の分科が計られたのである。」

清水の研究は、明治期に期間を限定しながらも、職工学校から始まる実業教育を詳細な資料をもとに分析し、社会の求める職能人の建築教育課程を技能、技術の関係の中から導き出している。これらと比べ本研究は、上記の知見が通次的なものであるのに対し、大正後期から昭和初期の中等実業教育が確立される時期に絞り、今日につながる全体としての建築教育の確立を、文部省内の審議のみならず、学理中心の団体である建築学会での教科書編纂に係る論議を明らかにした点が異なっている。

3) その他の研究

・堀口甚吉の研究

長年、戦前においては工業学校、戦後においては工業高等学校、短大で教鞭をとった堀口は自己の教育暦を踏まえて、建築学会に次のような研究を発表している。

・「中村達太郎博士の建築学書作家としての一面」¹⁰⁾：本研究は、建築学教科書の嚆矢といわれる中村の著書の出版の意図と内容を分析したものである。

・「我が国における建築講義録の発達について」¹¹⁾：本研究は、建築学教科書に相当する叢書建築講義録(大日本工業学会)、同名(帝国工業教育会)、アルス建築大講座、早稲田建築講義録、実用建築講座、高等建築学の実態を明らかにし、それぞれの出版意図を明らかにしたものである。

・「明治 32 年刊行 文部省編纂の『普通木工術』の建築学的価値」¹²⁾：本研究は、木工における技術教育の中で果たした同書の役割、著者について解明したものである。

さらに、「暗氏材力論」「蘭均氏土木学」等の翻訳技術本の与えた影響を解明している。さらに「建築学階梯」「建築学講義録」「大建築学」について書誌学的な観点から著者の研究を行なっている。堀口の示した知見は建築教育の普及に関して文献を渉猟した成果によるが、体系的な教育の分析は行われていない¹³⁾。

・山口 広の見解

山口の指摘する我が国の初等・中等建築教育の特徴は、「初等中等建築教育の歩み」¹³⁾と「日本近代建築／陰の系譜」¹⁴⁾から窺うことができる。前者にあつては、明治期の木工教育に焦点をあて、学制の変革と教育の内容を概観した後、幾つかの学校を対象に学科の変遷を分析し、最後に以下のような結論を得ている。

「当初木工(wood work)、金工(metal work)の二大別を導入した中等技術教育は、明治末にほぼ解体し、機械・電気・建築等工業界の部門別に再編される。建築教育も、木工→(造家科)→建築科と変遷し、近代建築出現のための中級技術者養成の機能を備えるに至る。しかし、反面戦前建築産業の過半を占め続ける木造住宅に関する技術教育は、その基盤を教育で果たすのみで、かえって多くのものを学校教育から脱落せしめ大正期に入る。」¹⁵⁾

この指摘は清水のものと等しく、建築教育の本質的変革を抽出したものと見える。

後者にあつては、「学制：徒弟教育の根底にかかわるもの」「手嶋精一：木工教育の狙いは何処に」「知事と県会：『善良ナル職工』の行方」等のキーワードを用いて、高等教育機関によるハレの教育の陰にあつて、我が国の近代化を陰で支えた初等・中等教育の実態を解明している。これら二つの論考は、「その他」と見做される技能・技術者が実際のところ建築技術の正当な継承者であるべきこと示したもので、表題の「陰の系譜」に表出しているといえよう。いずれにせよ、山口の扱った範囲は明治末までであり、今日の建築教育に結びつく(よい意味での近代化)大正末から昭和初期は論究外である。

1.4 教科書と標準教授要綱

第4章のように、大正11年に文部省内で審議された委員会の活動は「標準教授要綱」を定めることであった。また、第5章での対象は、建築学会での審議は「標準教科書」であった。これらは、名称は異なるが、教育に対する一種の標準化を求めるもので、同一の趣旨・役割から成り立っているといえる。また、建築学会の編纂は詳細目次で留まり、この段階であれば「標準教授要綱」と等しい。

では、本研究の対象期間では教科書はどのような役割があり、どのように認可されていたのであろうか。工業学校の前進となる「徒弟学校」での教科書は、徒弟学校規定(明治27年7月25日文部省令第二十号)で次のように規定されていた。

「第十一条 徒弟学校ニ於テ教科用図書ヲ用フル場合ニハ修身、読方、習字ニ係ルモノハ尋常小学校高等小学校補習科又ハ実業補習学校用トシテ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ其ノ他ノ教科目ニ係ルモノハ検定ヲ経ルノ限ニ在ラス

徒弟学校ノ教科用図書ハ府県ニ於ケル審査検定ヲ要セス各学校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ」

このことは、専門科目では特に限定・制限がなかったことを意味している。そして、次の実業学校令では、校長の裁量から地方長官の許可を経ることになった。

第3章で詳述するように、実業学校の教科書は、実業学校令(明治32年)では、

「第九条 実業学校ノ教科書ハ公立学校ニ在テハ学校長ニ於テ私立学校ニ在テハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ経テコレヲ定ム」

になっていたから、大正末から昭和初期にかけては、国定教科書のような特に定められた教科書でなくとも使用できた。この基本的な考え方が第5章で扱う建築学会内の「実業学校程度ノ標準教科書編纂委員会」の設置になったことが分かる。因みに、実業学校令の改正¹⁶⁾により、昭和18年3月2日文部省令第四号の「実業学校規定」では、教科書について次のように規定している。

「第十七条 実業学校ノ教科用図書ハ文部大臣に於テ著作権ヲ有スルモノナキトキニ限り文部大臣ノ検定ヲ経タル使用スルコトヲ得

文部大臣ノ検定ヲ経タル教科用図書ヲ使用スルトキハ学校長に於テ地方長官ノ許可ヲ受クベシ」

専門科目に言及している規定か不明であるが、明治32年の実業学校令の第9条よりは厳しい内容といえる。

第4章で扱う内容は、教科書でなく、標準教授要綱であった。この言葉からは教科書との関連性が薄いように思われるが、文部省の管理する教育(主に中等学校までで、大学に教育については大卒のみの管理である)には詳細な教授内容の検討とこれの周知が必要である。この指摘を標準教授要綱が果たし、個別の知識とそれらの関係性を具体的に示したのが教科書であるから、標準教授要綱=教科書の等式が成り立つ。

○用語「科目」について

本研究では、実業(工業)学校の建築教育に関する授業の内容を扱うものであるが、ここで用語「科目」について考えておきたい。

明治26年の「実業補習学校規定」では、第12条で「実業学校ノ教科目」となっている。翌27年の「徒弟学校規定(文部省令第20号)」の第4条は同じように「徒弟学校ノ教科目」としている。そして明治32年の「実業学校教員養成規程」では第7条で「農学教員養成所ノ学科目・・・工業教員養成所・・・金工科、木工科ノ科目ハ」が使用されている。本研究の中心となる工業学校規程(明治33年文部省令第8号)によると、「第三条 工業学校ノ学科目ハ修身、読書、作文、数学、物理・・・」が掲げられ、学科の科目であるから「学科目」のような説明になっている。しかし、工業学校では木工科、金工科のように「学科」にはなっていない。このことは高等工業学校でも統一がないようで、「実業教育五十年史」の各高等工業学校の構成を参照しても「学科」と「科」に分かれている。戦前の歴史的流れの最後として昭和18年の実業学校規程(文部省令第4号)においては、

「第四条 教科ハ国民科、実業科、理数科、体錬科及芸能科トシ、国民科ハ之ヲ分チテ修身、国語、歴史及地理ノ科目トス」(以上下線は筆者による)

であり、筆者の見解では統一の使用は存在していなかった。

原則第一次資料を用いる本研究にあつては、第3章では所謂文部省による学校規程を扱うので「学科目」の表記が散見できる。そして、第4章の文部省の標準教授要綱作成の際は「学科目」の表記もみられるが、建築科の調査結果では明確な使い分けは存在しない。第5章の建築学会内での標準教科書作成の際は、特に明確に区分する記述は見られない。

また、今日使用されている「学科目」(制)は「講座」(制)と対峙関係に置かれている。すなわち、教育以外に研究が活動の範囲となる教育機関(大学や大学院等)では、「教育と研究」を主要な専攻分野毎に分けた「講座」を設置し教育研究に必要な教員を配置する制度で、講座は原則として教授・准教授・助授が置かれる。講座は教授が指導的立場に就くものとされている(特に小講座では)。一方、「学科目制」にあつては、教育に必要な分野毎に「学科目」を定め、その教育のために教員を配置する。学科目にあつて教授・准教授・助授は任意に置かれる。

従つて、教育の根拠法制を踏まえて、科目か学科目か教科か使い分ける必要がある。しかしながら、今日に使用の範囲と違いが存在し、煩雑を伴うために、以上のことを参酌して本研究では特別に用語の意味を考える必要のない場合は「科目」を使用する。

1.5 本論文の構成

以下に本書の構成を示す。

○第2章「建築教育における教科書(とその役割)」

本章では、建築教育の平準化に寄与した(標準)教科書の内容あるいは、その機能を捉えるために、明治期を代表する個人が著者となる3つの書籍(「建築学階梯」「建築講義録」「和

洋建築大講座」)を中心とし、その他では技術の普及の中で諸洋書の果たす役割についてふれ、大正末からは建築の分野を網羅的に扱う叢書(「アルス建築大講座」「早稲田大学建築講義」、そして昭和初期の建築学の総体系ともいえる「高等建築学」)等を分析の対象とした。さらに、他の分野の教科書の発刊状況と比べるために、機械学での書誌研究の成果を参照し、海外文献の翻訳の経路、お雇い外国人による書籍、一般向け技術書の出自を捉えた。

○第3章「中等実業教育の流れ」

学制上からは「工業学校」は、中等実業学校に該当し、戦後であれば工業高等学校に相当する。

我が国における実業教育の沿革に焦点を置き、以下の点から中等実業教育を俯瞰する。

- ・明治33年の実業学校令の施行による実業学校の特質(法令による位置づけ)
- ・大正9年の実業学校令の意図するところ
- ・工業学校のカリキュラム

このような教育システムの分析は、建築教育の解明と無関係であるとの批判を受けるかもしれないが、出発当時はマイナー(生徒数が少ないという意味で)な学制が、工業化社会の進展に伴い、社会が必要とする人材育成となったことを示し、これが大正9年の実業学校令の大改正に至った理由を説明するためには不可欠な分析と判断できる。

○第4章「文部省における建築実業教育の検討」

大正9年の実業学校令の改正を受けて、新たな工業教育を展開する必要から文部省内で、新しいカリキュラムの作成に取り組まれたわけであるが、建築教育に求められる具体的内容の検討は、当時東京大学の教授であった内田祥三の関与が大きい。本章は、次の第5章の建築学会による標準教科書編纂の、時期的には前に位置するものであり、文部省での審議が、直接建築学会に編纂委員会の「案」に関係したとの確証は見出せないが、事前の検討ということで重要と判断できる。具体的に本章で扱う内容は、以下のとおりである。

- ・文部省内で行われた改正実業学校法に準拠した工業学校教育の変化
- ・建築学に係るカリキュラムの変化
- ・建築科カリキュラムの源流となった高等工業学校(専門学校)の教育

○第5章「建築学会における中等建築教育の検討」

建築学会の中に設置された「実業学校程度の標準教科書編纂委員会」の活動を分析の中心とする。今のところ、何故建築学会が標準教科書の編纂に携わったかを示す客観的資料は見えていない。しかしながら、建築学会での編纂作業とその結果は、大正末から昭和初期にかけて、学会として建築技術の普及に統一した見解を示したことに意義が深い。資料としては、学会の発行する「建築雑誌」のみならず、各種委員会の活動状況を示す「本会記事」も主要なソースとなった。本章で明らかにする内容は、次のとおりである。

- ・ 建築学会の編纂委員会の設置
- ・ 編纂委員会の審議状況と委員の特徴
- ・ 標準教科書の内容
- ・ 他の代表的な建築教科書との内容比較

○第6章「標準教科書に準拠した建築教科書の出版状況」

建築学会は、編纂委員会の役割を終え、その後、目次案(すなわち学会が規定した学科目の内容)に準拠した書籍が出版された。その数は非常に多いというわけではないが、「標準」が冠された学会の統一見解は、建築技術の普及化を書籍発行で叶えようとした当時の出版界に一つの基準を与え、いくつかの書籍が刊行された。本章では、建築雑誌の「図書紹介」欄で内容の紹介を含めた紹介された書籍の実態を通し、以下の点を明らかにする。

- ・ 建築雑誌の「図書紹介」で扱われた書籍の内容
- ・ 大正末から昭和初期にかけての建築関連書籍の発刊状況

○第7章「終章」

全体のまとめに位置し、大正期から昭和にかけて確立された建築学とこれの中等教育への普及課程にあつての学科目の整理、教授内容の確立過程をまとめ本研究の結論とした。さらに、JABEE(工業技術者教育認定制度)の包括的基準の在り方や、「建築」を冠する学科から、広く環境と人間の関係性を基調としたあたらしい学科名が冠され、当然の帰結として従来型の建築カリキュラムの域から離れ、新しい話題に対応するために、今後の建築教育に対する在り方を、歴史的展開を踏まえて明らかにする。

第1章 注

- 1) 近代建築学発達史、pp1914～1928。
- 2) 建築年鑑 15年(建築学科発行)によれば、昭和15年頃は県立前橋工業学校建築科教諭。
- 3) 近代建築学発達史、p1920
- 4) 同上書、pp1918－1920
- 5) 私家版、昭和57年4月
- 6) 同上書、p18
- 7) 同上書、p16
- 8) 同上書、p39
- 9) 同上書、p43の(注)22による。この他の教授要目は、文部省実業学務局編「工業学校金工科木工科自在画教授要目」明治36年
同「工業学校金工科木工科幾何画教授要目」、明治37年
同「工業学校金工科木工科数学教授要目」明治37年等があった。

- 10) 日本建築学会大会論文梗概集(北海道)、昭和 44 年 8 月、p879、880。
- 11) 日本建築学会大会論文梗概集(九州)、昭和 47 年 10 月、p1387、1388。
- 12) 日本建築学会大会論文梗概集(関東)、昭和 50 年 10 月、p1563、1564。
- 13) 「暗氏材力」は、建築学会論文報告集第 66 号、昭和 35 年 10 月号、「蘭均氏土木学」は、建築学会大会学術講演要旨集、昭和 37 年 9 月による。なお、「暗氏」は、J.A. Anderson、「蘭均氏」は、Rankin の略である。
- 14) 新建築、第 49 巻、第 11 号、臨時増刊号、昭和 49 年 10 月臨時増刊号
- 15) 建築雑誌 Vol.190、p1136
- 16) 文部省 HP、「学制百年」、一 詔書・勅語・教育規呈等による。